

弘前大学学生担任制度に関する要項

(目的)

第1 弘前大学(以下「本学」という。)は、本学学生の大学における学習や生活等の相談に対し、具体的に指導・助言することにより学生の大学生活の支援を強化し、もって優れた人材として社会に送り出すことを目的として、学生担任制度を設ける。

(学生担任制度)

第2 各学部は、学生の学習及び生活全体の指導を行うため、クラスを編成し、各クラスに担任教員を配置する。

2 各学部はクラスアワー等を設け、クラス担任教員と学生及び学生相互の人的交流の場とし、本学の教育活動、学生生活等に対する学生の意向反映の場とする。

3 各学部が編成するクラスの規模は、学科・課程等の単位又は教育活動の形態等を考慮し、適正な人員とする。

4 各学部は、原則として複数教員が学生の指導に当たる態勢をとる。

(クラス担任教員の任務)

第3 クラス担任教員は、次に掲げる任務を行う。

(1) 学生の相談に応じ、又はその窓口として指導及び助言に当たること

(2) 本学の運営に関し、必要な事項を学生に周知すること

(3) 学生の意見を聞き、本学の運営に資すること

(4) 学生から「面談シート」を毎学期始めの面談時に提出させ、学生が修学上・生活上において悩みなどがないか確認し、必要であれば関係窓口と相談すること

※「面談シート」と同等のものが既にあれば、それで代えてもよい。「面談シート」の様式は、各学部で自由に変更してもよい。

また、保管については、各学部の事情により取扱いは任せるが、個人情報の取扱いには、十分注意願いたい。

(その他)

第4 この要項に定めるもののほか、学生担任制度に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者及び平成20年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については、改正後の第3第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。